

Title	椎名幾三郎著 海上保険概論
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.5 (1936. 5) ,p.741(155)- 744(158)
JaLC DOI	10.14991/001.19360501-0155
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

椎名幾三郎著 『海上保険概論』

園 乾 治

著者椎名幾三郎氏は大阪商科大学に於て海上保険論の講義を擔當せる教授であつて、イギリスに於ける名著ウィリアム・ガウの海上保険論の邦譯者として小樽高等商業學校の教授時代から既に噴々たる盛名があつた。本書は著者が自ら序文に於ても述べてゐる通り大阪商科大学に於ける海上保険の講義の進行に資する爲めに講義の要領を纏めたもので菊判二百十餘頁の裡に海上保険に關する經濟的・法律的及び經營的諸問題の重要にして基本的なる總てに觸れることに努めたものである。

以下著者の論述の蹟を追つて其結構又は要旨を紹介する旁ら批評に及ぶこととしよう。先づ第一篇海上保険の概念と題する篇に於ては海上保険の意義、海上保険の職能と弊害、海上保険の種類、海上保険の組織、海上保険と國家といふ何れも根本的な大問題を取扱つてゐるのであるが、それに許されたる紙面は僅々二十六頁に過ぎない。併し記者は此處でその紙面の過少なことを非難せんが爲めに態々頁數を掲げるのではない。寧ろ記者の意圖はその逆であつて、此の限られたる紙面に於てこれ等の大問題を如何にも手際よく料理せる著者の老巧を讀へたいのである。

海上保険とは海上危険に因り財貨が滅失毀損され、その爲めに經濟上の損失を受くる地位にある多數人がその損失を填補する爲めに共同の準備金を積立てることであるといふ一齣、海上保険は他種の保険と同じく各人が被ることあるべき偶然の大損失を必然の小損失に變ずるのであるといふ一齣、海上危険より生ずる船主又は荷主の事業の不安定を除去する方法は必ずしも海上保険に限られるものではない。冒險貸借の制度を利用することもあり、自家保険と稱する貯蓄の一種によることもあるといふ一齣の如き、何の考もなく讀過すればそれだけであるが、これ等の諸齣を斷定的に表現せしむるまでの著者の研究の苦心を推察すべきであらう。講堂に於ては恐らく是等の諸齣に對して幾時間かの説明が與へられて然るべきところである。

同様のことは海上保険と國家と題する章にも當嵌まる。此處で著者は官營の是非と、私營に對する保護監督とを取扱ふのであるが、原則として民營たらしむべく、併し國策上必要なるときは國家自ら海上保険を行ふべしと主張する。これに對して記者は勿論全く同意見を有するものであつて、異論を挿まふとは思はないが、今少しく紙面を増大して著者の意見を十分に披瀝せしめたかつたと思ふのである。恐らくこの感を懷く者は記者のみではあるまい。蜀を望むの類であるかも知れないが、この點は著者からも同意を與へられるであらうと信じて敢て附言する。

第二の海上保険契約と題する篇は前後十五章百二十頁に互り、本書の最大部分を占めてゐる。而して此處で取扱はれるのは海上保険契約と共に陸上の保険契約の存在する場合の區別、保險法規と約款、契約の成立要件、契約關係者、保險事故、保險の目的と被保險利益、保險價額、保險金額、保險期間、損害填補、保險料、保險事故の發生海上保険の特約、再保險の諸問題である。

是等の諸章に於て著者は保險法規、和文の船舶保險約款と積荷保險約款、イギリスの法規と約款を一々舉示するの周到なる用意を有するが、而かも飽くまで簡潔明快を期するものの如く、其特徴は隨所に仄見する。この實狀に即しつつ同時に學的良心を満足せしめんと欲し、論理井然として初學者をも容易に理解せしむることは本書の全卷を通ずる特徴である。例へば四十三頁以下に掲げたる所謂除外危險約款、イギリス文證券の所謂危險約款の解説、五十七頁以下の被保險利益の叙述、百二十三頁以下の填補の種類列舉等の個所にその片鱗を窺ふことが出来る。これ等は何れも詳細なる叙述を用ふるならば數十頁を費すことを必要とし、而かも此處に著者の達成せる程に能く所期の成功を収めることは不可能であらう。

尙ほ此の篇に於て著者が試みてゐる保險期間の終始と航路定限(七十一頁以下)、損害の分類(九十二頁以下)、共同海損の解説(百三頁以下)、海上保険の特約(百四十八頁以下)、再保險(百五十三頁以下)等に與へた地位は頗る妥當なるのみならず、共同海損に非ざる損害を單獨海損と稱することを排斥すること(九十三頁)、通常ロンドン約款と稱せられるものの名稱を不適當なりとせること(百一頁)、我國又はイギリスの免責歩合をフランチャイズと呼ぶことの不適當なること(百二頁)を明にせるが如き、著者の透徹せる論斷を窺知すると共に誠に示唆に富むところの諸齣が少くない。

次に第三篇は海上保險事業の經營に關する諸章である。此處に於ては著者は先づ營利を目的とせる點より、収入の源泉としての保險料の増收、資産の收益、支出の項目としての保險金の支拂と事業費とを檢討し、保險事業の會計及び事務の分擔に及び、轉じて保險カルテル乃ち料率の協定とプールと、保險トラストの現狀を論じ、而して此の保險事業經營篇を結ぶに海上保険の起原、イギリスの沿革、アメリカの發達、我國の六十年間の事業史を以てしてゐる。

之を以て観ると本書は著者が海上保険に關する經濟的・法律的及び經營的諸問題を總て取扱ふに努めたと云ふ抱負は十分に實現せられるのみならず、殊にあらゆる機會に於て法規と約款を和文のみならずイギリスのものに就ても參照を怠らず且つこれに直截なる解説を施してゐる。斯の如くして本書は管に初めて海上保険を學ばんとする者にとりてよき入門書たるに止らず實務家にとりても亦恰好の手引草である。

本書は現型に於て勿論獨自の存在理由を有するものであることは以上の所言を以てしても判るであらう。併しこれよりも一層詳細なる著者の海上保険大系若しくは幾卷かの海上保険研究の型に於て著者が多年の蘊蓄を傾注して世に問ふの日の近からんことを禱る者は獨り記者のみではあるまい。(椎名幾三郎著『海上保険概論』東洋出版社、昭和十年十一月刊、定價一圓八十錢)

明治初期社會經濟思想文献大要

加田 哲 二

小引

明治初期の社會經濟思想發展の概観については、既に本誌において、記すところがあつた。(拙稿 明治初期社會經濟思想史への序論 本誌 昭和十一年四月號)いまこれに對應して明治初期社會經濟思想文献について、記さんとするものであるが、明治初期の廣汎な文献を一々記載することは、紙幅の關係においても、また筆者の能力においても、許されないと心得るから、主として筆者が、この數年間研究の目的をもつて蒐集し得た文献を中心としその他若干の重要文献を記載する方法を採らうと思ふ。而して、分類の方法は、筆者が前掲論文において採用した思想史研究方法に照應して、思想家別研究方法と類型的思想分類方法によ

明治初期社會經濟思想文献大要

つて、行かふと思ふ。かくて、これに二三の解説を加へることによつて、一は自己の記憶に便し、他は研究者の便宜に應じたいと思ふ。而して、時期に關しては、當然幕末から始むべきであるが、この點は詳細に涉らず、明治初期との關係の深いものに限定することとし、この時期から日清戰爭直前にまで及ぶ筈である。たゞ社會問題に關するものは、日清戦後の時期にまで及んで記載することが、その發展を概観する上において便利であるから、それは例外として、その時期にまで及ぶこととする。

目次

小引

一 文献目録